



5月は「水防月間」

毎年出水期前の5月は水防月間と定められています。

大雨や長雨、ゲリラ豪雨による洪水などの水害から身を守るには、市民のみならず一人ひとりが水防について関心を持ち、「自らの命は自ら守る」という考え方のもと、自らで災害に備えることが最も重要です。

このため、災害に備えて次のことを心がけましょう。

●自らすんで、テレビやラジオの気象情報から災害や警報・注意報の情報を得るようにしませう。

●自らの指定避難所や避難経路は、あらかじめ家族で決めておきましょう。

●最低3日分の食料、常備薬、下着類などを入れた非常用持ち出し袋などを準備しておきましょう。



しょう。

※指定避難所などは、市ホームページや市発行の防災マップでご確認ください。

問合先 市民協働課

5月21日～30日

春の地域安全運動

～みんなで力をあわせて

安全・安心まちづくり～

【ひつたくり被害防止キャンペーン】

自転車でお越しの人のみ、ひつたくり防止カバーを無料取付します。(先着1000台)

日時 5月22日(金)

午前10時30分～

場所 マルナカ泉佐野店 駐輪場付近

【子ども被害防止キャンペーン】

地球戦士ゼロロスによる防犯ショーを行います。

日時 5月24日(日)午後1時～

場所 イオンモール日根野店 出会いの広場

【ナンバープレート盗難防止ネジ無料取付キャンペーン】

自動車70台・二輪30台(先着順)に無料取付します。字光式ナンバー、外車、特定の軽自動車など、一部取付不可の車種もあります。

日時 5月24日(日)午後3時～

場所 イオンモール日根野店 駐車場付近

問合先 泉佐野警察署 生活安全課 (☎464・1234)

※諸事情により、予告無しに中止・変更などする場合があります。

5月は「宅地防災月間」

造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。宅地災害は、いつたん起こると家屋や家財、ときには尊い人命にかかわることもなかりかねません。

大雨が予想される梅雨期前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくすため、府や市、消防署や警察署、関係機関などが協力し宅地防災事業を実施します。

●防災パトロール

パトロール隊が、宅地造成地や土砂採取地などの安全性などを点検・指導します。

●宅地防災技術研修会

宅地造成事業者や設計者などを対象に宅地防災に関する技術研修会を5月下旬に開催しま

す。詳しくは府建築指導室ホームページやチラシをご覧ください。

【家庭でも宅地災害を未然に防ぐ点検をお願いします】

自宅の周辺を点検し、必要なときは早急に適切な処置をしましょう。

●石垣、擁壁に亀裂などが入っていないか。水がしみ出していないか

●石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ているか

●地盤が沈下していないか

●排水用の溝に泥などがつまっていないか

※詳しくは府建築指導室発行の「石積み・ブロック積みよう壁の自己診断マニュアル」をご覧ください。マニュアルは府建築指導室ホームページでもご覧いただけます。

●チラシ配布・相談・問合先

●市都市計画課

●府審査指導課

(☎06・6210・9720)

かんくうNEWS

問合先 新関西国際空港(株) 広報グループ (☎455-2201) ホームページ <http://www.kansai-airport.or.jp/>

■関西国際空港 第1ターミナルビル リノベーション グランドオープン!

昨年3月より改修工事に着手した「関西国際空港 第1ターミナルビル リノベーション」が完成し、3月31日にグランドオープンしました。このリノベーションにより、商業施設や利便施設が大幅にパワーアップし、ご利用されるお客様に、より一層ご満足いただけるターミナルビルに生まれ変わりました。



一般エリアでは、コンビニエンスストアの「ファミリーマート」が、24時間営業で第1ターミナルビル2階と4階にそれぞれ1店舗ずつ出店。さらに、同ビル4階の国際線出発フロアにある外貨両替、ATMなどのサービス施設を中央に集約し、分かりやすく使い勝手のよいコーナーとなりました。

国際線出国エリアでは、3月に「UNIQLO」や「CHANEL」をはじめとした新規免税店の出店や、当社直営免税店のリニューアルなどを行い、商業店舗をさらに充実させました。

これからも「より便利で、より快適な、より楽しい」空間を提供し、空港の魅力、価値の向上に繋げてまいります。

平成27年度 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

税制抜本改革法に基づき、低所得者および子育て世帯に対し、消費税率引き上げ（5%→8%）による負担の影響を緩和するため、平成26年度に実施された下記の2つの給付金について、平成27年度も引き続き実施されることになりました。現在準備中のため、具体的な申請の受付時期・手続などについて決まり次第、広報いずみさのやホームページなどでお知らせします。

※①②の2つの給付金は、それぞれ支給対象要件を満たしていれば併給されます。

①臨時福祉給付金

基準日 平成27年1月1日時点で住民登録している市区町村へ申請

支給対象 平成27年度市民税（均等割）が課税されない人

※自身を扶養している人が課税されている場合や、生活保護の被保護者や中国残留邦人などに対する支援給付の受給者となっている場合などは対象外

支給額 支給対象者1人につき6,000円（平成27年度は加算措置はありません）

担当課 障害福祉総務課

②子育て世帯臨時特例給付金

基準日 平成27年5月31日時点で住民登録している市区町村へ申請

支給対象 基準日における平成27年6月分の児童手当（特例給付除く）の受給者および要件を満たす人

対象児童

●支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付除く）の対象となる児童

●臨時福祉給付金対象者などを含む

支給額 対象児童1人につき3,000円

担当課 子育て支援課

問合せ 厚生労働省専用ダイヤル（☎0570-037-192 土・日曜日、祝日除く午前9時～午後6時）

5月11日～20日

春の全国交通安全運動

交通事故は、いつ・どこで起こるかわかりません。日ごろから交通ルールを守り、交通マナーの実践を習慣づけ、加害者にも被害者にもならないように交通安全を心がけましょう。

子どもと高齢者の交通事故防止

●道路で遊んだり、無理な横断や信号無視はやめましょう

●夕暮れや夜間の外出時は、明るい色の目立つ服装にしましょう

●ドライバーは交通安全講習を積極的に受け、子どもや高齢者への思いやりと、ゆとりのある運転をしましょう

●70歳以上のドライバーは、「高齢運転者標識」をつけましょう

【自転車等の安全利用の推進】

●自転車は「軽車両」で車の仲間です。交通ルールを守って安全な通行を心がけ、歩行者の横を通行するときは、減速し十分な距離を取りましょう

●二人乗り、傘差し運転、携帯電話やヘッドホンを使いながらの運転は大変危険ですので、絶対にやめましょう。また、夕暮れ時は早めにライトをつけましょう

●幼児や児童が自転車に乗る、または乗せるときには、ヘルメットを着用させましょう

●万が一に備え、自転車の保険に加入しましょう

●自転車の放置は、歩行者の飛び出し事故や通行の妨害などの原因になるので、絶対にやめましょう。自転車は駐輪場など決められた場所に駐輪しましょう

【すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底】

●「面倒だから」「すぐ近くだから」という安易な気持ちを持たず、シートベルトやチャイルドシートを必ず着用しましょう。後部座席の人も、シートベルトの着用を徹底しましょう

【飲酒運転の根絶】

●ドライバーは「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を必ず守りましょう

●「飲酒運転は絶対にしない。させない」の合い言葉のもと、家族だけでなく友人などでお互いに注意しましょう

問合せ 道路公園課



住宅用火災警報器は

家族の命を守る見張り番

【設置をお急ぎください】

1月から管内で住宅火災が急増し、警報器未設置住宅の火災では、犠牲者も発生しています。住宅用火災警報器は、火災時の煙を感知し、音声やブザーで火災を知らせることにより、素早く避難することができ、「あなたと家族」の命を守る設備で、

火災予防条例により設置が義務づけられているものです。

設置していない人は、設置をお急ぎください。

【住宅用火災警報器の維持管理】

せっかく取り付けた住宅用火災警報器も、正常に機能しなければ意味がありません。万が一の火災に備え、日頃から点検と手入れをし、10年を目安に取り換えましょう。

【悪質な訪問販売にご注意を】

消防署が住宅用火災警報器や消火器を販売することはありません。また住宅では、点検報告の義務もありません。不審に思えば、最寄りの消防署か消防本部に連絡してください。

問合せ 泉州南広域消防本部 予防課（☎4699・0886 Fax 460・2119）

「暮らしの便利帳」を 官民協働で発行します

市の概要や事業、市民サービスの手続きや窓口案内などの情報をまとめた冊子「暮らしの便利帳」を(株)サイネックスと協働発行する協定を締結しました。

編集・印刷・配付にかかる費用はすべて広告料で賄われるため、市は費用負担なしで発行することができます。

9月ごろに5万部を発行し、全戸に配付を予定しています。

問合せ 市民協働課

檀波羅公園墓地使用のみなさん こんなときには手続きを

檀波羅公園墓地の使用にあたり、左記の事項が生じた時は手続きが必要です。

- 使用者が亡くなったとき
- 使用者の住所、氏名などを変更したとき
- 使用許可証を紛失したとき
- お墓に埋葬・改葬するとき
- 墓地を市へ返還するとき

※詳しくは問い合わせてください。

問合せ 環境衛生課

マンション建替法が 改正されました

耐震性が不足しているマンションの建替などの円滑化を図る「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」が平成26年12月24日に改正されました。

この改正にあわせて、マンションの区分所有者、管理組合、借家人などが利用できる相談窓口として、「住まいるダイヤル」(マンションの建替やマンション敷地売却などに関する相談受付)を開設しています。

「住まいるダイヤル」で受けた電話相談のうち、法律や制度などに関する専門的な相談が必要な場合については、弁護士・建築士による無料の対面相談(専門家相談)も受けられます。

問合せ 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

相談専用番号 土・日曜日、祝・休日、年末年始除く午前10時～午後5時に「住まいるダイヤル」(0570・016・100 P H S)や一部IP電話からは03・3556・5147へ
※ホームページ (<http://www.chord.or.jp>) もご覧下さい。

国際交流員

ドルゴン通信

問合せ 市民協働課

今回は泉佐野市と友好関係にあるモンゴル国トゥブ県について、県庁所在地のズーンモド市を紹介します。

ズーンモド市には、チベット仏教の歴史ある有名なお寺(マンズシル寺院)と観光地があります。

また、ズーンモド市のシンボルは鹿です。日本の鹿と違って大きさはラクダ以上のものがあります。ズーンモド市のすぐ北側にはボグドハーンという国立公園があります。ここは、世界で最初に自然保護された公園と呼ばれています。

そこには鹿がたくさん住んでいるので、市のシンボルが鹿になりました。夏の気温はプラス20度少しで過ごしやすですが、冬はマイナス30度以下になるという厳しい環境です。

ズーンモド市は、旧ソ連との関係が強かった時代に作られたロシア様式の美しい街です。

当時、市民全員が毎月、街の大掃除をし、きれいな街並みを保っていましたが、民主化運動により旧ソ連の影響が弱まるうちに、街には、ゴミがめだつようになってきました。



泉佐野市とトゥブ県との間の覚書により、昨年、泉佐野市からゴミ収集車が寄贈されました。現在そのゴミ収集車はズーンモド市で活躍しており、住民からは、泉佐野市に対しての感謝の声が多く聞かれます。



▲ズーンモド市の市章と市役所

平成27年度

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）設置補助

市では、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、市内の住宅で家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）を新たに設置し使用する人に、設置費用の一部を補助します。

対象システム 未使用品で、一般社団法人 燃料電池普及促進協会（FCA）が指定したもの

対象者 対象システム設置場所に住民登録し、次のすべての要件を満たす市内在住者

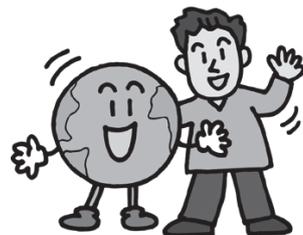
- 国が実施するエネファーム導入に係る補助事業を行い、「国の補助金の額の確定通知書」を交付されている
- 自ら居住する住宅に対象システムを設置するか対象システム付き住宅を購入した
- 平成26年3月1日～平成28年2月29日に対象システムを設置し、引渡しを受けた
- 世帯全員が市税を滞納していない
- 補助金の交付を本人または同一世帯の人が受けていない

補助金額 5万円（定額）

補助予定件数 100件以内

申込・問合せ先 6月15日～来年3月15日に所定の申請書に必要事項を記入し、直接環境衛生課へ（郵送不可）

※申請書類は環境衛生課窓口にて受け取るか市ホームページ（環境衛生課）からダウンロードしてください。また、添付書類など詳しくは問い合わせてください。



国民健康保険
国民年金

泉佐野市国民健康保険料
納付勧奨等コールセンター

4月から、市が業務委託した民間企業の電話オペレーターが、次の業務を行っています。

- 納付の勧奨、口座振替の推進
- ：国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を納め忘れていた人へ納付を呼びかけます。
- 特定健診やジエネリック医薬品の情報案内：特定健診の情報やジエネリック医薬品の情報を案内します。また、特定健診受診の勧奨も行います。

「振り込め詐欺にご注意ください」

市役所の職員やコールセンターのオペレーターが、ATM機（現金自動預け払い機）を利用した現金振込をお願いすることや、キャッシュカードの暗証番号をお伺いすることは、一切ありません。

問合せ先
国保年金課



こんなときは
国民年金の届出を！

届出がないと、国民年金の納付や受給ができなくなることもありますので、忘れないようにしましょう。

- 20歳になったとき（厚生年金や共済組合などの加入者以外の人）
- 20歳から60歳の間で会社を退職したとき（厚生年金や共済年金の加入者でなくなったとき）

※扶養されていた配偶者も手続きが必要です。

●扶養されていた配偶者が、一定の収入があるなどの理由で扶養されなくなったとき

問合せ先 国保年金課

国民健康保険加入のみなさんへ
特定健康診査を受けましょう！

（健康マイレージ対象 40～74歳は必須項目） 問合せ先 国保年金課

特定健康診査を受診して自分の健康状態を知り、生活習慣病予防に役立てましょう。5月中旬頃、対象者に無料で受診できる受診券を郵送します。

※国民健康保険の資格を喪失した人、今年度中に人間ドックを受診した（受診予定含む）人は受診できません。また、受診券の紛失や届かない場合は、問い合わせてください。

期間 受診券が届いた日～来年3月31日

対象 40～74歳の本市国民健康保険加入者

受診機関 受診券に同封するチラシに記載している医療機関（医療機関への予約が必要です）。集団健診は、下記をご覧ください。

持ち物 国民健康保険証、特定健康診査受診券、前年度の健診結果（受けた人のみ）

集団検診

健診場所 保健センター

申込 午前9時～午後6時（土・日曜日、祝日除く）にフリーダイヤル☎0120-966-734 Fax06-6455-6707へ

※健診日は右の表を参照。特定健診のみの受診も可。定員になり次第受付終了です。申込期間終了後の予約の変更・キャンセルは保健センター（☎463-6001）へ

問合せ先 国保年金課

健診日（午前）	特定健診とセットできる検診	申込期間
6月26日（金）		5月15日（金）～29日（金）
28日（日）	結核・肺がん、胃がん、大腸がん	9月10日（木）～25日（金）
10月21日（水）		
23日（金）		
来年 1月24日（日）	結核・肺がん	12月10日（木）～25日（金）
1月29日（金）	結核・肺がん、胃がん、大腸がん	
1月31日（日）	結核・肺がん	

介護保険

問合先 高齢介護課

介護保険事業の現状

～増え続ける
介護保険サービス費～

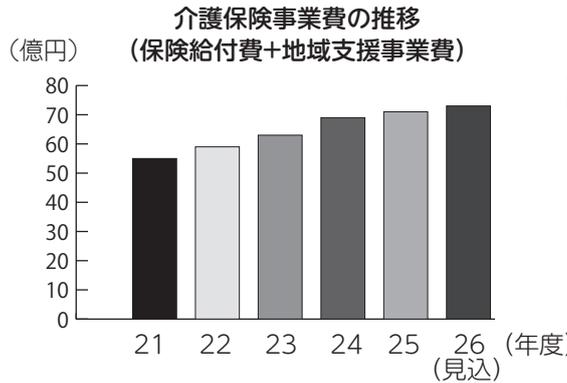
泉佐野市では超高齢社会の進展に伴い、介護や支援を必要とする人が増加しています。一方、介護サービス事業者や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの増加により、介護サービスを利用できる基盤が整っています。そのため、介護サービスにかかる費用が年々増え続け、介護保険事業計画第5期中（平成24～26年度）では約3億円の赤字となり、大阪府の財政安定化基金からの貸付を受けて、介護保険事業の収支を均等に保ってきました。

第6期（平成27～29年度）では、大阪府への返還金、介護サービス見込量の増加、第1号被保険者の保険料負担割合の改定などにより、第1号被保険者の介護保険料が大幅に引上げとなります。さらに、団塊の世代が全て65歳以上となり、今後ますます介護サービス費の増加が見込まれます。

市では、介護保険事業の安定した運営ができるよう、介護予

防事業、介護給付の適正化や介護認定の平準化の取組により、介護サービス費の抑制に取り組んでいます。

今後市民のみならずご自身の健康づくりへの取組や介護サービス利用時には本来に必要なサービスが必要な時にご利用頂き、介護保険事業を持続可能な制度としていけるようにご協力をお願いします。



平成27年度から65歳以上の人の保険料の額が変わります

65歳以上の人の介護保険料は、3年に1度改定されることになっており、平成27年度がその改定の年にあたります。

改定は、平成27～29年度の3年間に提供される介護サービスの費用の見込みに基づき、保険給付に要する約22%を市内在住の65歳以上の人数で割った額を基準額として決定しました。

平成24～26年度の基準額は63,864円（年額）に対して、平成27～29年度の基準額は80,100円（年額）で25.4%の上昇となりました。（下表参照）

今後、予想される介護サービスの給付費の増大に対応するものとして、安心して保険給付が受けられるように、そして介護保険制度が健全に運営できるように保険料の納付にご理解ご協力をお願いします。

なお、平成27年度の保険料については、本人の平成26年中の所得状況および平成27年4月1日現在の世帯の課税・非課税の状況により7月に保険料を決定し、通知書を送付する予定です。

また、現在4～6月の保険料は、前年度と同額の保険料で仮徴収していることから、7月（特別徴収の人は8月）以降は、決定された保険料と仮徴収額との差額を納付していただくこととなります。

※詳細は7月に発送する決定通知書でお知らせします。

改正前の保険料額（年額）

段階	対象者	基準額に対する割合(倍)	保険料(円)
1	生活保護受給者及び世帯非課税で老齢福祉年金受給者	0.5	31,932
2	世帯全員が非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.5	31,932
3	世帯全員が非課税で第2段階以外	0.75	47,898
4 特例	世帯に課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	0.9	57,478
4	世帯に課税者があり、第4段階特例以外	1.0	63,864
5	本人が課税で前年の合計所得金額が200万円未満	1.25	79,830
6	本人が課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満	1.5	95,796
7	本人が課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.75	111,762
8	本人が課税で前年の合計所得金額が600万円以上	2.0	127,728

改正後の保険料額（年額）

段階	対象者	基準額に対する割合(倍)	保険料(円)	
1	生活保護受給者、世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.45	36,045	
2	世帯全員が非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	0.75	60,075	
3	世帯全員が非課税で第2段階以外の人	0.75	60,075	
4	世帯に課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.9	72,090	
5	世帯に課税者があり、第4段階以外の人	1.0	80,100	
6	本人が課税で前年の合計所得金額が	120万円未満	1.2	96,120
7		120万円以上190万円未満	1.3	104,130
8		190万円以上200万円未満	1.4	112,140
9		200万円以上240万円未満	1.5	120,150
10		240万円以上290万円未満	1.6	128,160
11		290万円以上400万円未満	1.7	136,170
12		400万円以上600万円未満	1.8	144,180
13		600万円以上800万円未満	2.0	160,200
14		800万円以上1,000万円未満	2.25	180,225
15		1,000万円以上	2.5	200,250

税

問合先 税務課

納税通知書を送付しました

4月末に納税通知書「固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税」を送付しました。

納期限までに金融機関（銀行・農協・郵便局など）、市役所などで納付してください。

また、30万円以下の固定資産税・軽自動車税・市市民税（普通徴収分）は、納付書に記載するコンビニエンスストアでも納付できます。

【口座振替での納付の場合】

通知書の税額が、指定口座に残っているか確認してください。（領収書は送付しませんので、通帳記帳などで確認してください。）

※新たに口座振替を希望する場合は、取扱期限までに税務課に申し込んでください。

固定資産税は2期以降の期別納付から、軽自動車税は来年度分から利用できます。

【固定資産税納税通知書】

固定資産税納税通知書（土地・家屋）には、面積、評価額、税

額などを記載した課税資産明細書も添付しています。

【軽自動車税納税通知書】

納税通知書に添付した「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」は、検査受け時に使えますので、検査証と一緒に保存してください。口座振替の人には、振替終了後に証明書を送付します。

※納税証明書欄に「*」が入っているもの、金融機関などの領収印がないものは使用できませんので、市役所で納税証明書の交付を受けてください。

減免制度

【固定資産税】

収入が少ない高齢者などが所有する居住用資産（土地・家屋）のうち、一定の要件を満たすものに減免制度があります。詳しくは広報4月号をご覧ください。

申請期限 納期限の7日前（今年度第1期分は5月25日（月）まで）
必要なもの 平成27年度納税通知書、印鑑

【軽自動車税】

次の軽自動車などには減免制度があります。
●身体などに障害を有する人が所有している

●生計を同じくする人が所有し、身体などに障害を有する人のために使用している

●専ら身体障害者などの利用に供するための構造のもの
申請期限 5月25日（月）

よくある疑問に答えます

【都市計画税】

Q. 固定資産税とあわせて都市計画税を納めています。都市計画税とはどのような税なのでしょう？

A. 都市計画税は、使いみちが特定されている税金で、都市計画事業や土地区画整理事業などの事業費用にあてられています。例えば、街路や公園の整備、下水道の普及、駅前再開発など、泉佐野のまち全体の都市環境を整備するために使われています。

したがって、都市計画税は、個々の事業によって周辺の都市環境が改善された人だけに負担していただくというものではなく、広く市内の市街化区域内に、土地や家屋を所有している人に負担していただくことになっています。

平成25年度都市計画税収入額
：14億727万円

【固定資産税】

Q. 今年の固定資産税が急に高くなったが、なぜ？

A. 昨年度と比べて税額が高くなるのは、様々な理由が考えられますが、よくある例は

●家屋の新築後何年か経って、新築住宅の軽減措置の適用期間が切れた場合（軽減期間…一般住宅は新築後3年度分、中高層耐火住宅などは新築後5年度分）

●前年中に新たに土地や家屋を取得した場合

●土地の現況が変わった（農地を宅地にしたなど）場合

市税は納期限内に納めましょう

固定資産税（都市計画税・償却資産含む）の第1期と軽自動車税の納期限 6月1日（月）

●延滞金

納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくこととなります。

●さらに滞納が続くと

納期限までに納めた納税者との公平を保つため、また、大切な市税を確保するために、滞納している人の財産（不動産、預

貯金、給料など）すべてを調査し、差し押さえることとなります。

【大阪府域地方税徴収機構】

による共同徴収

今年度より大阪府域において「大阪府域地方税徴収機構」が設置され、本市を含む府内27市町と大阪府が市税・府税の共同徴収を開始することになりました。徴収機構に引き継ぐ事業は、長期間納税が滞っている事業、納税資力があるにもかかわらず納税がない事業、高額税を滞納している事業などですが、本市においても、この6月より一部滞納案件の徴収機構への引継を行います。

大阪府からのお知らせ

～自動車税の納期限は6月1日（月）です～

納税通知書に記載の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、クレジットカード（インターネットによる手続き）で納期限までに納めてください。

問合先 大阪府自動車税コールセンター
(☎0570-020156)